

## 平成 22 年上半期の申告の概況 －昨年と同水準で推移－

神奈川労働局管下の 12 労働基準監督署が平成 22 年 1 月から 6 月までに受理した賃金不払や解雇などを内容とする労働基準法違反等についての労働者からの申告件数は 1,144 件で、過去 20 年間で最高であった昨年の同期間の 1,182 件とほぼ同水準でした。

神奈川労働局では、このように申告事案の件数が高い水準で推移していることを踏まえ、賃金不払や解雇等の申告については最優先で対応し、企業倒産等の事案については、必要に応じて未払賃金立替払制度を適用することとしています。また、重大悪質な事案については、送検手続きをとるなど厳正に対処する方針です。

